

3. (Gno.6) 憲法裁判の基礎理論 (憲法裁判研究会)

代表：土屋 武

1982/10/29 (承認) 1983年度 (開始)

【研究の目的】

現在の研究は、従来の研究(旧西ドイツとオーストリアについて両国の憲法裁判制度を具体的に比較検討し、その共通点と相違点を明確にし、よって憲法裁判制度の本質を究明しようと努めた)を踏まえ、憲法裁判のより基礎的かつ本質的な理解の探求、具体的に言えば、憲法裁判と民主主義の関係の問題を究明しようとするものである。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、昨年度に引き続き、Sachs, Verfassungsprozessrecht, 4. Aufl. 2016の翻訳書の出版に向け、準備を進め、すでに中央大学出版部に入稿済みである。来年度中の出版が見込まれている。

また、これに続く共同研究の取り組みとして、『ドイツの憲法裁判』改訂版の出版プロジェクトを考えている。これは、ドイツを中心とした憲法裁判の理論・制度・権限等を概観した『ドイツの憲法裁判〔第2版〕』を、比較法的な視座をさらに追加しつつ、バージョンアップするものである。このプロジェクトを遂行するため、研究会を実施した。

このほか、憲法裁判の実践に関しても、研究成果が公表されている。

刊行物

- ・太田 航平「裁判所による憲法改正審査－ドイツ基本法146条解釈を手がかりに」工藤達朗・小山剛・武市周作編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社, 2023）
- ・川又 伸彦「憲法異議の起源について」工藤 達朗・小山 剛・武市 周作編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社, 2023）
- ・工藤 達朗「憲法と憲法裁判」工藤 達朗・小山 剛・武市 周作編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社, 2023）
- ・嶋崎健太郎「基本権の裁判的実現－基本法1条1項（人間の尊厳）」工藤 達朗・小山 剛・武市周作編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社, 2023）
- ・武市 周作「第1次・第2次墮胎判決と基本権保護義務」工藤 達朗・小山 剛・武市 周作編『憲法裁判の制度と実践』（尚学社, 2023）

口頭発表

- ・武市 周作「憲法異議」憲法裁判研究会（2024年3月8日 於：中央大学茗荷谷キャンパス）
- ・土屋 武「連邦首相の発言権と政治的中立性の要請」ドイツ憲法判例研究会（2024年3月2日 於：慶応義塾大学三田キャンパス）
- ・松村 好恵「口頭弁論と書面手続（仮）」憲法裁判研究会（2024年3月8日 於：中央大学茗荷谷キャンパス）